

鳴門市土砂災害・洪水ハザードマップ及び津波避難マ
ップ作成業務

仕様書

令和8年6月

鳴門市危機管理局

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、「鳴門市土砂災害・洪水ハザードマップ及び津波避難マップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目的）

本業務は、国及び徳島県が公開する本市内を流域とする中小河川を含む河川浸水想定区域及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けた本市全域を対象とした鳴門市土砂災害・洪水ハザードマップを作成するものである。

また、徳島県が令和7年度に公表した地震時における津波災害警戒区域に基づき、鳴門市津波避難マップを作成し、それぞれの災害に対し平常時からの備えに向けた情報を確実に住民に周知するとともに、早期かつ円滑な避難に向けた防災意識の醸成を図ることを目的とするものである。

第3条（委託業務名）

鳴門市土砂災害・洪水ハザードマップ及び津波避難マップ作成業務

第4条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲及びハザードは、以下のとおりとする。

- 対象範囲：鳴門市全域
- 対象ハザード：洪水（中小河川を含む）、土砂災害及び津波

第5条（定義）

本仕様書において、「発注者」とは、委託者である鳴門市をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の鳴門市担当職員をいうものとする。

第6条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 海岸法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 津波対策の推進に関する法律
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律
- (8) 徳島県地域防災計画
- (9) 鳴門市地域防災計画
- (10) 河川浸水想定区域図
- (11) 津波浸水想定区域図
- (12) 鳴門市各種ハザードマップ
- (13) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省水管理・国土保全局）
- (14) 水害ハザードマップ作成チェックシート（令和7年5月 国土交通省水管理・国土保全局）
- (15) 市町村のための水害対応の手引き（令和7年5月 内閣府）
- (16) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）
（令和2年10月 国土交通省河川局砂防部砂防計画課）
- (17) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月 内閣府）

- (18) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
- (19) 測量法及び同施行令、同施行規則
- (20) 徳島県設計業務共通仕様書（平成21年4月 徳島県県土整備部）
- (21) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン第5版（令和6年4月 国土交通省）
- (22) 鳴門市契約に関する規則
- (23) 鳴門市個人情報保護条例及び同施行規則
- (24) その他関連法令並びに通達

第7条（疑義）

本仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第8条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届・業務工程表
- (3) その他発注者が必要と認める書類

第9条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。

第10条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第11条（損害の賠償）

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第12条（打合せ協議）

業務の実施にあたっては、受注者と担当職員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。なお、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとし、発注者の行う指示についても同様とする。

第13条（委託内容の変更等）

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

第14条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 15 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

第 16 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。

なお、本業務にて作成する土砂災害・洪水ハザードマップについては、令和 9 年 2 月末、津波避難マップについては、令和 9 年 6 月末までにそれぞれとして印刷物を納品するものとする。

第 2 章 業務内容

第 17 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

【1 年目】

(1) 計画準備.....	1 式
(2) 資料収集整理.....	1 式
(3) 災害情報の整理.....	1 式
(4) 避難情報の整理.....	1 式
(5) 記載事項の検討.....	1 式
(6) ハザードマップ原案の作成.....	1 式
(7) ホームページ公開用データの作成.....	1 式
(8) ハザードマップの印刷.....	各 30,000 部
(9) 報告書作成.....	1 式
(10) 打合せ協議.....	3 回

【2 年目】

(1) 資料収集整理.....	1 式
(2) 災害情報の整理.....	1 式
(3) 避難情報の整理.....	1 式
(4) 記載事項の検討.....	1 式
(5) ハザードマップ原案の作成.....	1 式
(6) ホームページ公開用データの作成.....	1 式
(7) ハザードマップの印刷.....	各 30,000 部
(8) 住民向け説明用動画の作成.....	1 式
(9) 報告書作成.....	1 式
(10) 打合せ協議.....	2 回

第 18 条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方针及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第 19 条（資料収集整理）

本業務にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

- (1) 国土地理院基盤地図情報（数値地形モデルデータ）
- (2) 河川浸水想定区域図及び報告書（国及び徳島県）

- (3) 中小河川浸水想定区域図及び報告書（徳島県）
- (4) 津波浸水想定区域図、液状化危険度分布図及び報告書（徳島県）
- (5) 浸水実績図または浸水実績に関する資料（広報、被災写真等）
- (6) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域データ（徳島県）
- (7) 防災重点ため池情報（位置、名称）
- (8) 徳島県地域防災計画
- (9) 鳴門市地域防災計画
- (10) 避難所及び公共施設や防災関連施設に関する資料
- (11) 災害時要配慮者施設情報（位置、名称）
- (12) 住民への周知が必要と思われる危険箇所（アンダーパス、地下道等）資料
- (13) その他ハザードマップに記載すべき情報

第 20 条（災害情報の整理）

国及び徳島県が公開する洪水浸水想定区域図や徳島県が区域指定した土砂災害（特別）警戒区域及び徳島県が公開する津波浸水想定区域図や液状化危険度分布図等の各種災害情報に基づき、各ハザードマップを作成するために必要となるハザード情報を地理情報システム（GIS）データとして整理するものとする。

第 21 条（避難情報の整理）

災害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、浸水等が予測される区域について、以下に示す避難情報を整理するものとする。

避難情報を整理するにあたっては、本業務にて収集した各種防災情報同様に GIS データとして整理するものとする。

また、本業務の対象地域において、各種ハザードに対する避難所及び避難場所の利用可否について、GIS を活用した空間分析・評価を行うとともに、その結果を一覧表に整理するものとする。

（1）避難場所及び避難所の整理

対象ハザードによる被害の特性、施設の安全性等を踏まえ、水害時に利用可能な避難場所及び避難所の分析を行った上で選定を行う。

（2）避難時の危険箇所の整理

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域、防災重点ため池（位置・名称）、アンダーパス等、収集整理した資料を基に各ハザードマップに表示すべき危険箇所を整理するものとする。

（3）災害時要配慮者施設の状況把握

災害発生時、乳幼児、身体障害者及び高齢者等は自力で避難が困難と考えるため、浸水想定区域ならびに土砂災害の影響を受ける可能性があるエリアにある施設の状況等を把握し、一覧表に整理するものとする。

第 22 条（記載事項の検討）

災害時に住民が円滑かつ迅速な避難が行える情報の提供を図るハザードマップとするため、住民にとってわかりやすい範囲を示した図郭の検討を行った上で、「水害ハザードマップ作成の手引き（令和 5 年 5 月）国土交通省水管理・国土保全局」に準拠し、国土地理院等の公共機関が整備したデータを基に背景図として山地部における陰影起伏が見えやすく表現された陰影起伏図を作成し、採用するとともに、避難経路の検討に必要な道路については、地図上で分かりやすく視認できるよう着色するものとする。

また、情報・学習編においては、水害時または地震における避難行動（立退き避難が基本、外出困難な場合は屋内安全確保、タイムライン等）について、受注者における過年度の作成実績等に基づく提案

を行った上で、わかりやすく記載するものとする。

また、ハザードマップに記載する避難所の表示は、JIS にて規格化された防災に関するピクトグラム（図記号）を採用するものとする。

なお、中小河川を含む河川の浸水想定区域については、地図面に想定最大規模、情報面の一部に計画規模の情報を掲載することを基本方針とした上で以下の事項について、受注者におけるハザードマップ作成に関する業務経験に基づき、有効な作成方針を提案し、マップの品質向上を図るものとする。

- (1) ハザードマップ作成に関するレイアウト構成
- (2) その他災害等に関する情報の表示手法（凡例、色調）
- (3) 適切な避難行動の検討に資する避難フローの表現
- (4) 小・中学校における防災学習への活用に向けたデザインの導入
- (5) フェーズフリーの考えを導入したハザードマップの機能性の検討

第 23 条（ハザードマップ原案の作成）

前条までの情報整理結果に基づき、記載事項や表現方法の最終方針を確定し、ハザードマップ原案データを作成するものとする。

ハザードマップ原案は、現行の土砂災害・洪水ハザードマップによる地区割りを踏襲し、A1 サイズ（ポスター版）、両面にて作成する。

なお、紙面構成にあたっては、発注者と受注者は十分な協議を行い、決定するものとする。

【土砂災害・洪水ハザードマップ】及び【津波避難マップ】

■原案仕様：A1 サイズ ポスター版、両面（地図面／情報面）、A4 長手折り

■原案枚数：5 枚（予定）

作成データ形式は、イラストレータ（Ai 形式）とする。

また、本業務にて作成したハザードマップを基に災害時等、緊急時に活用できるハザードマップ及びホームページでの公開用インデックス図として使用する市内全域図（A0 サイズ：1 枚）の作成を行うものとする。

第 24 条（ホームページ公開用データの作成）

ハザードマップ原案に基づき、鳴門市ホームページ等での公開用データとして、電子データ（PDF、JPG 形式等）を作成するものとする。

なお、作成するデータについては、汎用 PC やスマートフォンでの閲覧が容易に行えるよう、配慮したものとする。

第 25 条（ハザードマップの印刷）

ハザードマップ原案データに基づき、地域住民への配布用ハザードマップの印刷を行うものとする。

また、印刷時の品質確保を図るため、発注者ととともに色校正（1 回を予定）を行うものとする。

なお、印刷仕様は、以下のとおり予定する。

【土砂災害・洪水ハザードマップ】及び【津波避難マップ】

■原案仕様：A1 サイズ ポスター版、両面（地図面／情報面）、A4 長手折り

■原案枚数：5 枚（予定）

■印刷仕様：両面フルカラー、マット紙 110kg/m²

■印刷枚数：各 30,000 部

なお、原案毎の印刷部数の内訳については、別途、担当職員より指示するものとする。

第 26 条（住民向け説明用動画の作成）

本業務にて作成した津波避難マップ原案データに基づき、津波災害に対する住民への周知を充実させ

るため、説明用の動画を作成するものとする。

なお、動画は解説ナレーション付きで、時間は 10 分程度とし、汎用性の高い動画閲覧ソフト（無償版）で閲覧可能な形式で納品するものとする。動画内容の構成および内容については、受注者による提案を基に、担当職員との協議により決定するものとする。

第 27 条（報告書作成）

本業務による「資料収集整理」から「ハザードマップの印刷」までの内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。

以上の内容について、電子データとしてとりまとめ、DVD-R 等の電子媒体を作成するものとする。

第 28 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時：3 回、成果納品時の計 5 回を行うものとし、必要に応じて委託者が要請する場合は随時対応を行うものとする。

第 3 章 成果品

第 29 条（成果品）

本業務で納品すべき成果品は、以下のとおりとする。

【1 年目】

- (1) 業務報告書（A4 版チューブファイル） 1 部
- (2) 鳴門市土砂災害・洪水ハザードマップ（A1 サイズ、マット紙 110kg/m²） 30,000 部
- (3) 鳴門市土砂災害・洪水ハザードマップ（A0 サイズ、上質紙） 2 部
- (4) 電子データ（DVD-R 等） 1 部
 - ①印刷用データ（Ai 形式）
 - ②ホームページ公開用データ（PDF 形式）
 - ③GIS データ（shape 形式）
- (5) 打合せ記録簿 1 式
- (6) その他発注者及び受注者との協議により決定したもの 1 式

【2 年目】

- (1) 業務報告書（A4 版チューブファイル） 1 部
- (2) 鳴門市津波避難マップ（A1 サイズ、マット紙 110kg/m²） 30,000 部
- (3) 鳴門市津波避難マップ（A0 サイズ、上質紙） 2 部
- (4) 電子データ（DVD-R 等） 1 部
 - ①印刷用データ（Ai 形式）
 - ②ホームページ公開用データ（PDF 形式）
 - ③GIS データ（shape 形式）
 - ④住民説明用動画（任意形式）
- (5) 打合せ記録簿 1 式
- (6) その他発注者及び受注者との協議により決定したもの 1 式

なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

第 30 条（納入先）

本業務の成果品納入先は、鳴門市危機管理局とする。